〇一般衛生管理

- ※食品衛生法施行規則(昭和23年7月13日厚生省令第23号)第66条の5第1項
- 一器具又は容器包装が適切に製造されるよう、必要な人員を配置し、作業内容を設定し、 及び施設設備等を維持すること。
- 二 器具又は容器包装の製造に従事する人員(以下この条及び次条において「作業従事者」という。)の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、作業従事者に作業手順及び衛生管理に必要な事項を理解させ、それらに従い作業を実施させること。
- 三 施設又は作業区域は、器具又は容器包装の使用方法等を踏まえ、必要に応じて粉じんや 埃等の混入による汚染が防止できる構造とし、清潔な状態を維持すること。
- 四 清潔な作業環境を維持するため、施設の清掃及び保守点検並びに廃棄物の処理を適切に実施すること。
- 五 器具又は容器包装の製造の管理をする者及び作業従事者の教育訓練を実施し、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な情報及び取組を関係者間において共有すること。
- 六 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、販売の相手方に対し、取り扱う 器具又は容器包装に関する情報の提供に努めること。
- 七 食品衛生上の危害又は危害のおそれが発生した場合の対応方法を定め、その方法により対応すること。
- 八 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、原材料の仕入元、製造の状態、 出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。
- 九 製造した製品等の自主検査を行つた場合には、その記録を保存するよう努めること。